

Ⅲ. 自動車の安全確保と環境保全に関する情報

1. 安全確保に関する情報

(1) 大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和4年10月14日
自動車局整備課

大型車の適切なタイヤ脱着・保守管理作業解説動画を公開！

大型車の、適切なタイヤ脱着作業や保守管理作業手順をいつでも確認できるよう、解説動画を作成し YouTube 国交省公式アカウントに公開しました。

近年大型車の車輪脱落事故が増加傾向にあることを踏まえ、さらなる事故防止対策を進めるため、令和4年2月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」（座長：伊藤紳一郎（独）自動車技術総合機構交通安全環境研究所）を設置しました。この検討会において車輪脱落事故車両の調査等を行ったところ、事故を起こした車両では、劣化したホイール・ナットが使用されていたり、タイヤ脱着時にホイール・ナットの清掃や潤滑剤の塗布等が適切に行われていなかったりする状況が明らかになりました。

このような状況を踏まえ、大型車ユーザー等のタイヤ脱着作業者が、いつでも適切なタイヤ脱着作業手順や保守管理作業手順を確認できるよう、作業手順動画を作成し公開しました。

大型車の車輪の脱落は、大事故につながりかねない大変危険なものです。この機会に是非とも動画をご覧いただき、適切なタイヤ脱着作業、保守管理作業の実施をお願いします。

【タイヤ脱着作業時のポイント】

ホイール・ナットへ潤滑剤の塗布



ホイール・ナットとワッシャのすき間に、潤滑剤を塗布してください

増し締めの実施



タイヤ脱着後、50km～100km 走行後を目安に、ホイール・ナットを既定のトルクで再度締め付けます



啓発動画の本編はこちらのQRコード

または国土交通省 YouTube チャンネルからご覧下さい

https://www.youtube.com/watch?v=Szz2ZF7Gd_4&list=PL2RgY_hjimJRII2zJVaaybwEEKAmD5YVi

<添付資料> 参考：適切なタイヤ脱着・保守管理作業手順啓発動画（抜粋）

<問い合わせ先>

自動車局整備課 藤埴、森山、渡部

代表：03-5253-8111（内線：42412）直通：03-5253-8599 FAX：03-5253-1639

(2) 大型車の車輪脱落事故「ゼロ」を目指します！

～トルク・レンチを使用した街頭点検、タイヤ専門店を訪問した啓発活動を実施～
(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

関東運輸局プレスリリース

令和4年11月16日

関東運輸局

大型車の車輪脱落事故「ゼロ」を目指します！

～トルク・レンチを使用した街頭点検、タイヤ専門店を訪問した啓発活動を実施～

関東運輸局では、大型車の車輪脱落事故が冬季に集中していることを踏まえ、10月から2月の「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」期間中に、街頭におけるトルク・レンチを使用した大型車のホイール・ナットの緩みの点検及び大型車ユーザーに対する保守管理の重要性に関する周知・啓発、また、タイヤ専門店を訪問し、タイヤ脱着作業者に対し、適切なタイヤ脱着作業等に関する周知・啓発を行っています。

大型車の車輪の脱落は、大事故に繋がりがねない大変危険なものですが、令和3年度に全国で123件の事故報告(別紙1)があり、前年度より減少したものの、近年、増加傾向にあります。関東運輸局では、キャンペーン期間中に、大型車の車輪脱落事故「ゼロ」を目指した周知・啓発活動として、以下の独自の取り組みを新たに実施しています。

【大型車ユーザーへの街頭啓発活動】

冬用タイヤに履き替える時期を捉えて、各運輸支局が自動車整備振興会と協力し、街頭でトルク・レンチを使用したホイール・ナットの緩み点検及び大型車ユーザー(運転者)に対して、チラシ(別紙2)や連結式ナット回転指示インジケータを配布し、保守管理の重要性等を直接周知・啓発しています。なお、キャンペーン期間中は、引き続き、街頭点検を実施してまいります。

《これまでの実績》

◎街頭点検実施回数 6回

※ 実施した都県:東京、茨城、千葉、山梨、群馬

◎ホイール・ナットの緩み点検実施車両数 35台

◎啓発等を行った大型車ユーザー数 59名



トルク・レンチを使用した街頭点検の様子(東京都品川区)

【タイヤ専門店への訪問啓発活動】

大型車のユーザーから冬用タイヤへの交換依頼が増加し始める10月に、タイヤ専門店を訪問して、点検整備の実施状況の確認及び適切なタイヤ脱着作業等について、チラシを用いて直接周知・啓発を行いました。なお、キャンペーン期間中は、引き続き、各種研修会等を通じて、タイヤ脱着作業者に周知・啓発を実施してまいります。

《これまでの実績》

◎タイヤ専門店の訪問数 12店舗

◎啓発等を行ったタイヤ専門店の作業員数 61名



タイヤ脱着作業状況の確認

※別紙1及び別紙2省略

【トルク・レンチを使用した街頭点検の様子】



10月19日：茨城県石岡市



10月26日：千葉県成田市（取材・報道有）



11月2日：山梨県北杜市



11月11日：群馬県沼田市（取材・報道有）

【周知・啓発活動の様子】



大型車のユーザー（運転者）への周知・啓発 タイヤ専門店への周知・啓発 タイヤ専門店へのヒアリングへの周知・啓発

【問い合わせ先】

関東運輸局自動車技術安全部整備課 小澤・西村
 電話：045-211-7254 F A X：045-201-8813

【配布先】

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、都庁記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、群馬県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、山梨県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、関東運輸局記者会「ハイタク等専門紙」、物流専門紙

2. その他の安全・環境に関する情報

(1) 先進安全自動車 (ASV) について

1. 先進安全自動車 (ASV) とは？

「先進安全自動車 (ASV)」は、先進技術を利用してドライバーの安全運転を支援するシステムを搭載した自動車です



2. ASVの「基本理論」と「運転支援の考え方」

「基本理論」

①ドライバー支援の原則

ASV技術はドライバーの意志を尊重し、ドライバーの安全運転を支援するものです。あくまでもドライバーが主体的に、責任を持って運転する、という前提にたっています。

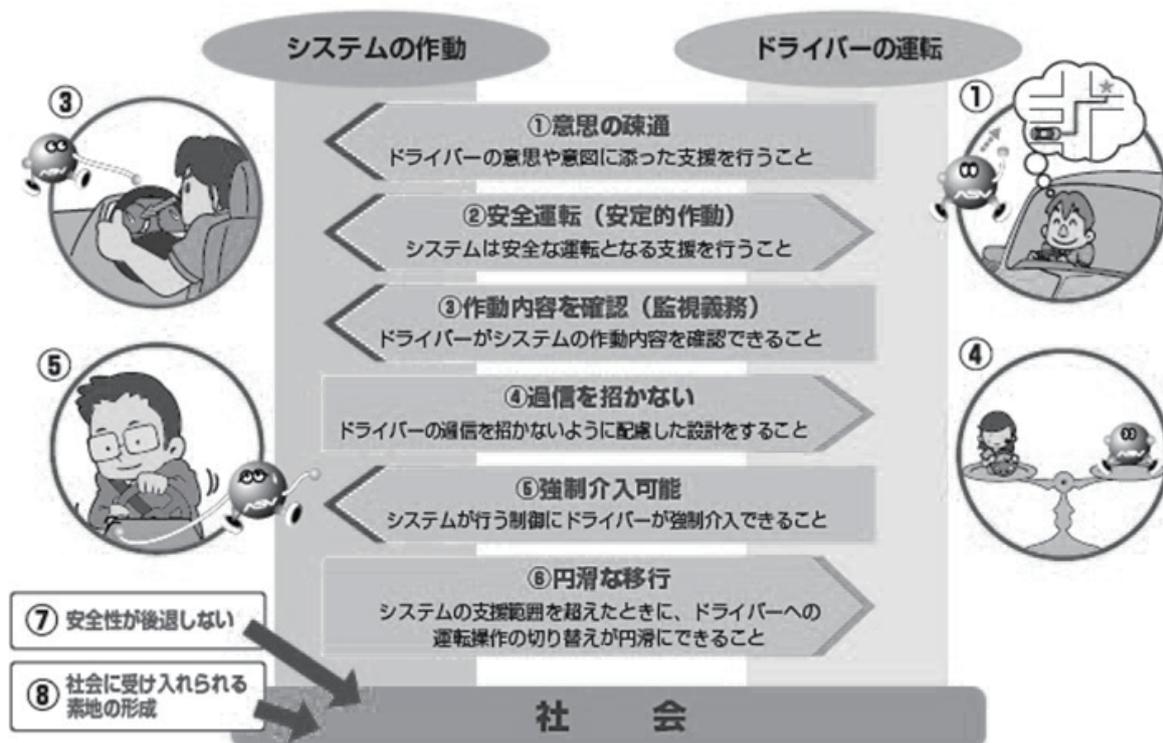
②ドライバー受容性の確保

ASV技術はドライバーが使いやすく、安心して使えるような配慮をします。つまり、ヒューマン・インターフェースの設計が適切に行われていることをいいます。

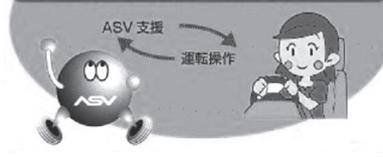
③社会受容性の確保

ASV技術を搭載した自動車は、他の自動車や歩行者などと一緒に走行するので、社会から正しく理解され、受け入れられるよう配慮します。

「運転支援の考え方」



ドライバー支援の原則
安全な運転をすべき主体者はドライバーであり、ASV技術はドライバーを側面から支援



ドライバー受容性の確保
ドライバーが安心して使えること



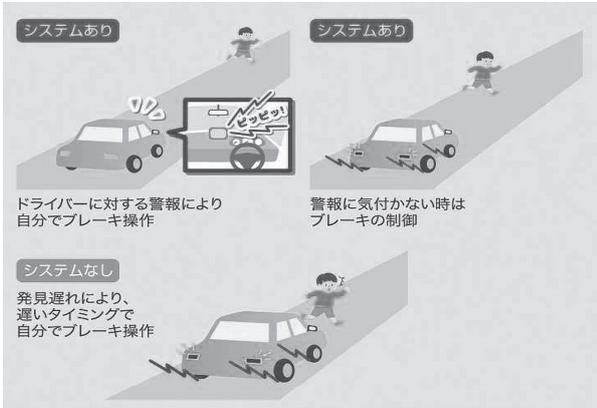
社会受容性の確保
社会から受け入れられること



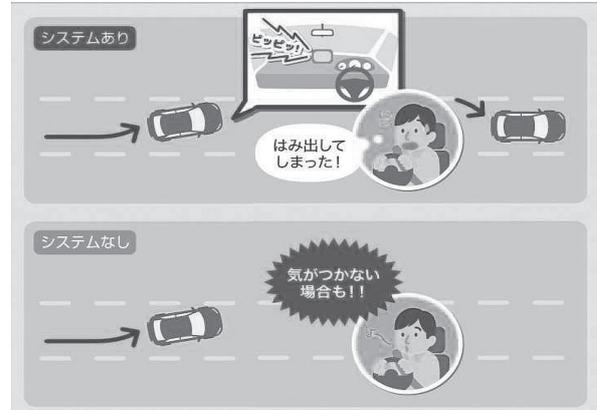
3. 実用化されたASV技術

現在、多くのASV技術が実用化されています。

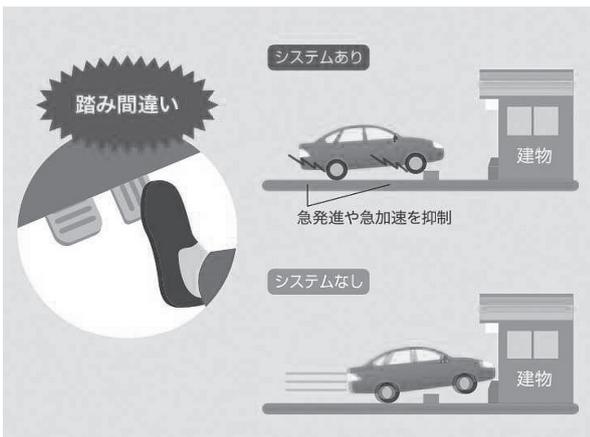
前方障害物衝突被害軽減ブレーキ



車線逸脱警報装置 (LDW)



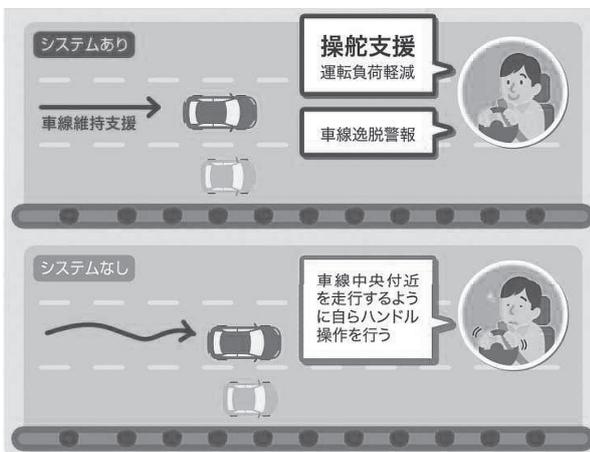
ペダル踏み間違い時加速抑制装置



後退時後方視界情報提供装置 (バックカメラ)



レーンキープアシスト



後側方接近車両注意喚起装置



(2) 【新登場！】大阪・関西万博特別仕様ナンバープレート

2022年秋から全国で交付



大阪・関西万博 特別仕様ナンバープレート

大阪・関西万博のワクワクを、
感動を、あなたの車に！

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）
の開催を記念した特別仕様（図柄入り）ナン
バープレートを、期間限定で全国の希望者へ
交付します。

期間限定

申込受付開始日

令和4年 9月26日から

交付開始日

令和4年 10月24日から

交付終了日

令和7年 12月26日まで



自家用登録車



事業用登録車



自家用軽自動車

ご自分でWEBからお申込み

またはお近くのディーラー・整備工場等にご相談ください。

▶ WEBからのお申込みは

<https://www.graphic-number.jp>



国土交通省

🚗 お申込み時のポイント 🚗



特別仕様ナンバープレート紹介ページ(国土交通省ホームページ)

https://www.mlit.go.jp/jidosha/zugaranumber_expo2025/



● 自家用登録車、事業用登録車、自家用軽自動車に取り付け可能です。

※事業用軽自動車、二輪車は取り付け対象外です。
※字光式の特別仕様ナンバープレートはありません。



● 新車・中古車の購入時だけでなく、現在お乗りの車も番号を変更することなく、特別仕様ナンバープレートに交換できます。

※一部、番号変更が必要な場合があります。
※交付期間終了後は交換・再交付(住所変更や破損等含む)はできません。

● 特別仕様ナンバープレートの交付料金は地域により異なります。

※ディーラー・整備工場等へ特別仕様ナンバープレート交付のお申込みの代行を依頼する場合は、交付料金の他に申込代行の手数料等が発生することがあります。

● お申込み(入金確認)～交付まで2週間程度かかります。

● 取り外したナンバープレートは、不正使用防止のための穴を開けた上で記念に保存することができます。

※不正使用防止処理には手数料がかかる場合があります。



登録自動車(自家用)

大阪599
さ 20-25



寄付して頂く場合



寄付しない場合

登録自動車(事業用)

大阪599
あ 20-25



寄付して頂く場合



寄付しない場合

軽自動車(自家用)

大阪589
ろ 20-25



寄付して頂く場合



寄付しない場合

交付料金に加えて、「大阪・関西万博の開催に関連した交通サービスの充実など」を支援する1,000円以上の寄付をしていただきますと、フルカラー版の特別仕様ナンバープレートが選択できます。

※寄付のない場合はモノトーン版のみになります。

自動車の区分を明確化すべく、フルカラー版・モノトーン版共に、事業用登録自動車は「緑色」、自家用軽自動車は「黄色」の枠取り等の塗色を施します。



自動車ユーザーの寄付で 大阪・関西万博の開催を支援

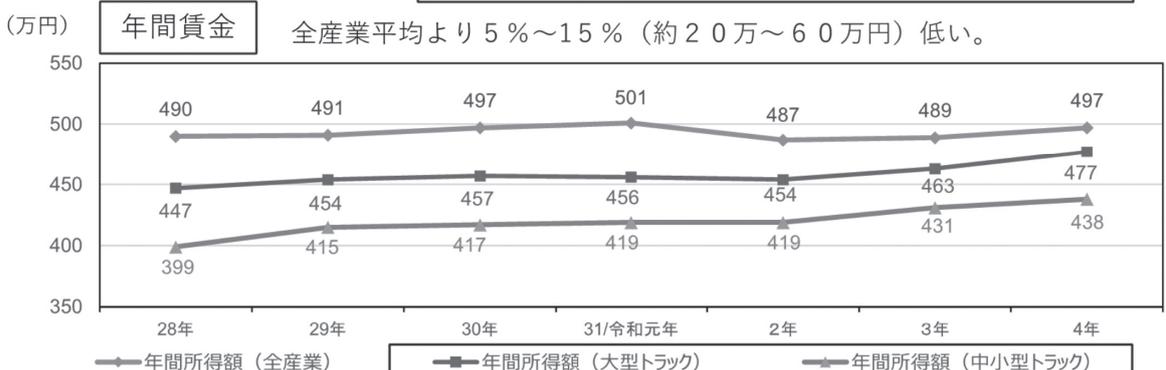
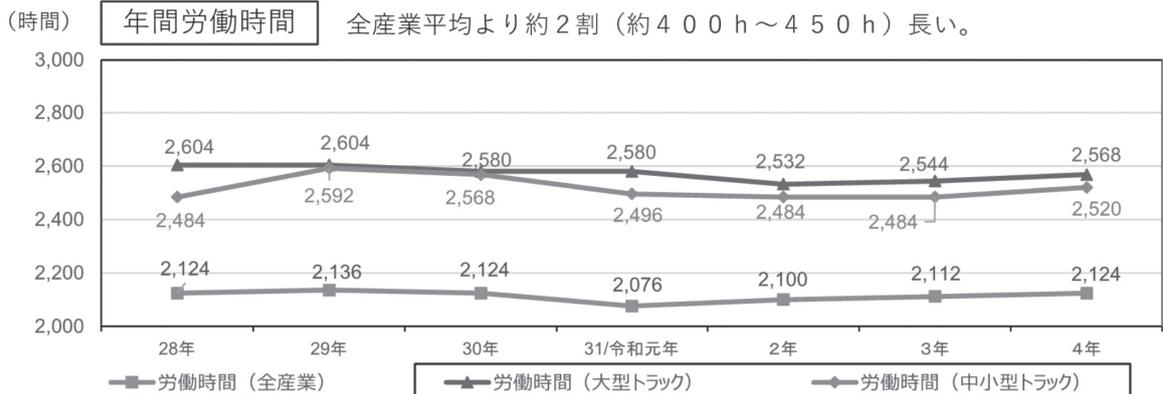
寄付金は、大阪・関西万博の開催に関連した交通サービスの充実などに使用されます。

(3) 「標準的な運賃」 告示制度について

「標準的な運賃」 告示制度について

関東運輸局では、「標準的な運賃」を実勢運賃に反映させていくことが重要だと考え、運送事業者と荷主が公平な立場で運賃交渉に臨むことができるよう、「標準的な運賃」告示制度の普及を進めています

トラック事業の働き方をめぐる現状



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」ほか

「標準的な運賃」 告示制度

「標準的な運賃」は、トラックドライバーの労働条件を改善し、トラック事業がその機能を持続的に維持しながら法令を遵守して事業を営む際の参考となる運賃を示すため、令和2年4月24日付けで国土交通大臣が告示したものです。

「標準的な運賃」
告示制度の
導入

背景 荷主への交渉力が弱い等

- 必要なコストに見合った対価を収受しにくい
- 結果として法令遵守しながらの持続的な運営ができない

期待される効果 標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受

労働環境の
改善

賃金水準の
引き上げ

法令遵守の
徹底

2024年問題
への対応

持続的なトラック
輸送の確保

「標準的な運賃」の概要

運賃表の種類	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px 20px; background-color: #f0f0f0;">距離制運賃</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px 20px; background-color: #f0f0f0;">時間制運賃</div> </div>
地域	地方運輸局等のブロック（10ブロック単位）
車型	バン型の車両で設定（海上コンテナ輸送、セメントバルク車等は割増率を設定） ※その他の車両も事業者独自に割増率を設定することが可能です。
車種	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>小型車（2tクラス）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>中型車（4tクラス）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>大型車（10tクラス）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>トレーラー（20tクラス）</p> </div> </div>
対象となる運送契約	車両を貸し切って貨物を運送する場合の契約を前提に設定
元請・下請の関係	元請事業者の備車費用・管理料は含まず、実運送を行う場合に要する原価について計算
料金や実費	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="flex: 1;"> <p>料金（待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料）や実費（高速道路利用料、フェリー利用料、燃料サーチャージ等）については標準的な運賃に含まれていないため、別途收受することとされています。</p> </div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px 10px; background-color: #f0f0f0; margin: 0 10px;"> 運賃（運送の役務の対価） </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px 10px; background-color: #f0f0f0; margin: 0 10px;"> 料金（積込、取卸料、附帯作業料） 実費（高速道路利用料、フェリー利用料等） </div> </div>
運賃・料金の適用ルール	<p>運賃・料金、実費をどのようなルールで適用するか、割増や割引の適用方法等、告示内容を補完する事項を各トラック事業者が「運賃料金適用方」として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 割増 特殊車両、休日、深夜・早朝、品目別、特大品、悪路、冬期、地区割増 割引 長期契約、往復割引 その他 割増・割引範囲の設定、個建、待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料、実費（有料道路、フェリー利用料等） <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> ➔ 取引先毎に契約書・覚書により取引条件を規定 </p>

持続可能な物流の実現に向け「標準的な運賃」告示制度のご理解とご協力をお願いします！

（問い合わせ先）
 関東運輸局自動車交通部貨物課 045-211-7248

詳細はこちら ➔

関東運輸局 取引環境

検索



(2023/07)

(4) 重量違反が道路を壊す。

重量違反が道路を壊す。

規定の重量をオーバーした大型車が、道路を損傷させる原因の約9割。
軸重が基準の2倍オーバーで、橋梁には4000台分のダメージを与えます。

荷主の方も運送事業者も、重量違反は止めましょう。

荷主の方へ

- 重量違反に関与した場合、荷主責任を追及。
- 関与が認められれば警告。主体的違反には、荷主勧告を発動。



運送事業者の方へ

- 重量違反すると、運転者、運送事業者とも罰則適用。
- 悪質な違反は、即時告発。

特殊車両通行許可が必要。

定められた重さ、長さ、高さ、幅をひとつでも超える車両は、許可申請をしてください。

令和4年4月から、新しい制度でも通行が可能になりました。

あらかじめ車両の登録をしておけば、貨物情報や発着地を入力するだけで即時に通行可能な経路が確認でき、通行が可能となります。

車両、積み荷または通行経路によって、新しい制度をご利用いただけない場合がありますので、詳しくはホームページをご確認ください。

まず保有車両を登録

利用時には走行車両の選択

積み荷情報の入力

発着地の入力

即時に通行可能な経路を回答
(ウェブ上に地図表示)

詳しくはこちら



〈10月は大型車通行適正化推進月間〉

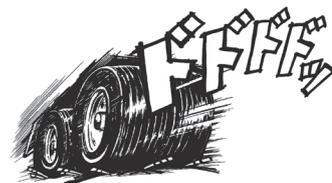
重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会 (千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省関東地方整備局、国土交通省関東運輸局、千葉県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都高速道路株式会社 (順不同)